

田辺市周辺衛生施設組合施設整備基金に関する取扱要綱

制定 令和2年3月27日 要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、田辺市周辺衛生施設組合施設整備基金（以下「基金」という。）の積立て及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立ての方法)

第2条 基金の積立ては、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額に、前年度一般会計歳入歳出決算の認定後、前年度の繰越額の全部又は一部を予算補正により加えて行うものとする。

(積立てに係る負担金の名称及び予算科目)

第3条 基金の積立てに係る負担金の名称は、施設整備基金負担金（次条及び第5条において「負担金」という。）とし、予算科目は、次のとおりとする。

款	項	目	節
分担金及び負担金	負担金	負担金	施設整備基金負担金

(負担金の額)

第4条 負担金の額は、必要とする基金の積立額から前々年度の繰越額を差し引いた額とする。

(負担金の割合)

第5条 負担金の割合は、均等割5%、収集量割95%とし、田辺市及びみなべ町（以下「関係市町」という。）の負担割合は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 均等割は、田辺市、みなべ町それぞれ2.5%とする。
- (2) 収集量割は、田辺市、みなべ町それぞれ前々年度のし尿収集量による割合とする。

(基金の処分)

第6条 基金の処分は、田辺市周辺衛生施設組合し尿処理場の整備及びこれに付随する業務に要する費用に充てるものとする。

2 精算は、関係市町の合計積立額に応じて還付により行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、基金の積立て及び処分に関し必要な事項は、関係市町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。